

## 新旧対照表別紙

### 別紙1「【参集基準】」(P18)

変更前

体制	参集基準
①危機情報収集体制	危機管理分野、防災分野担当職員が参集
②危機管理等対策会議体制	危機管理等対策会議の構成員 区長、副区長、教育長、危機管理担当部長、区民生活部長、子ども家庭部長、保健福祉部長、保健所長、都市整備部長、拠点まちづくり推進室長、教育委員会事務局次長、経営担当参事、広報担当課長、危機管理担当課長、防災担当課長、保健予防担当参事、生活衛生担当課長の職にある者
③ 区国民保護対策本部体制 ④ 災害対策本部体制	全ての区職員が本庁又は出先機関等に参集

変更後

体制	参集基準
①危機情報収集体制	行政監理分野、防災・都市安全分野担当職員が参集
②危機管理等対策会議体制	危機管理等対策会議の構成員 区長、副区長、教育長、政策室長、経営室長、危機管理担当部長、都市政策推進室長、地域支えあい推進室長、区民サービス管理部長、子ども教育部長、健康福祉部長、保健所長、環境部長、都市基盤部長、教育委員会事務局次長、政策室副参事（広報担当）、経営室副参事（経営担当）、経営室副参事（行政監理担当）、都市基盤部（防災・都市安全担当）の職にある者
③ 区国民保護対策本部体制 ④ 災害対策本部体制	全ての区職員が本庁又は出先機関等に参集

### 別紙2「(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応」(P19)

変更前

代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）	代替職員（第4順位）
副区長 (経営室担任)	副区長 (政策室担任)	副区長 (管理会計室担任)	教育長

変更後

代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）	代替職員（第4順位）
副区長	副区長	教育長	経営室長

別紙3「(6) 区対策本部の代替機能の確保」(P19)

変更前

第1順位	区立中野体育館	中野区中野4-11-14
第2順位	桃園地域センター 新井地域センター	中野区中央4-57-1 中野区新井3-11-4

変更後

第1順位	もみじ山文化センター本館	中野区中野2-9-7
第2順位	新井区民活動センター	中野区新井3-11-4

別紙4「【収集・報告すべき情報】」(P27)

変更前

- 1 避難住民（負傷した住民も同様）
- ① 氏名
  - ② 出生の年月日
  - ③ 男女の別
  - ④ 住所
  - ⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
  - ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
  - ⑦ 負傷や疾病の有無
  - ⑧ 負傷又は疾病の状況
  - ⑨ 現在の居所
  - ⑩ 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
  - ⑪ 安否情報の提供に係る同意の有無等
- 2 死亡した住民
- （上記①～⑥、⑩に加えて）
- ⑫ 死亡の日時、場所及び状況
  - ⑬ 死体の安置場所
  - ⑭ 安否情報の提供に係る配偶者等の同意の有無等

変更後

- 1 避難住民（負傷した住民も同様）
- ① 氏名
  - ② フリガナ
  - ③ 出生の年月日
  - ④ 男女の別
  - ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
  - ⑥ 国籍
  - ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
  - ⑧ 負傷（疾病）の該当
  - ⑨ 負傷又は疾病の状況
  - ⑩ 現在の居所
  - ⑪ 連絡先その他必要情報
  - ⑫ 親族・同居者への回答の希望
  - ⑬ 知人への回答の希望
  - ⑭ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表の同意
- 2 死亡した住民
- （上記①～⑦に加えて）
- ⑧ 死亡の日時、場所及び状況
  - ⑬ ⑭ 遺体が安置されている場所
  - ⑩ 連絡先その他必要事項
  - ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意

別紙 5 「【生活関連等施設の種類の種類及び所管省庁】」 (P37)

変更前

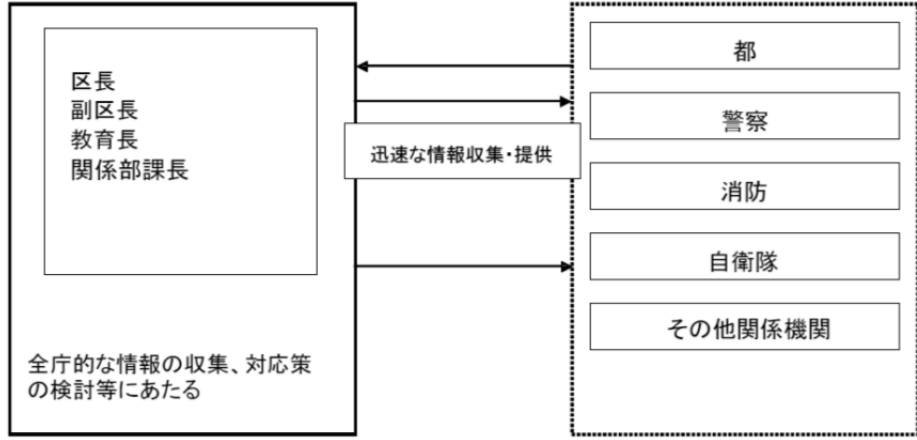
国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名
第 27 条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
	10号	危険物質等（国民保護法施行令第28条）の取扱所	
第 28 条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒物・劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省、経済産業省
	6号	核原料物質	文部科学省、経済産業省
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省
	8号	毒薬・劇薬（薬事法）	厚生労働省、農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

変更後

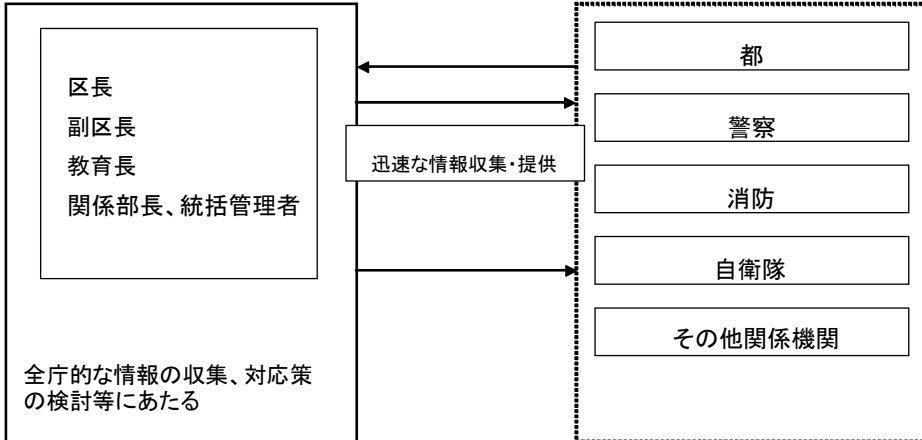
国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名
第 27 条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
	10号	危険物質等（国民保護法施行令第28条）の取扱所	
第 28 条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒物・劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒薬・劇薬（薬事法）	厚生労働省、農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

別紙6 「【危機管理等対策会議の構成等】」 (P41)

変更前



変更後



別紙7「■指定公共機関」（資料編P4）

変更前

変更後

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本赤十字社 (東京都支部 中野区地区)	1 医療救護 2 外国人の安否調査 3 赤十字救護物資の備蓄及び配分 4 災害時の血液製剤の供給 5 その他の救援
郵便事業㈱ 中野支店 中野北支店	郵便の確保
東京電力㈱ 荻窪支社	電力の安定的な供給
東京ガス㈱ 中央支店	ガスの安定的な供給
㈱NTT東日本 東京北	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施の必要な通信の優先的取扱い
東日本旅客鉄道㈱ (中野駅、東中野) 西武鉄道㈱ (鷲ノ宮、都立家政、 野方、沼袋、新井薬 師前の各駅) 京王電鉄バス㈱ 中野営業所 東京地下鉄㈱ 中野坂上駅務区	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本赤十字社 東京都支部 中野区赤十字奉仕団	1 医療救護 2 外国人の安否調査 3 赤十字救護物資の備蓄及び配分 4 災害時の血液製剤の供給 5 その他の救援
日本郵便㈱ 中野郵便局 中野北郵便局	郵便の確保
東京電力㈱ 荻窪支社	電力の安定的な供給
東京ガス㈱ 中央支店	ガスの安定的な供給
東日本電信電話㈱ 東京北支店	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施の必要な通信の優先的取扱い
東日本旅客鉄道㈱ (中野駅、東中野駅) 西武鉄道㈱ (鷲ノ宮、都立家政、 野方、沼袋、新井薬 師前の各駅) 京王電鉄バス㈱ 中野営業所 東京地下鉄㈱ 中野坂上駅務区	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保

別紙 8 「■その他の機関等」 (資料編 P5)

変更前

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東バス(株) 丸山営業所	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
中野区接骨師会	接骨救護に関すること。
(株)シティテレビ中野	警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送

変更後

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東バス(株) 丸山営業所	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
東京都柔道整復師会 中野支部	接骨救護に関すること。
(株)ジェイコム中野	警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送

別紙 9 「【指定行政機関】」（資料編 P6）

変更前

(27 機関)

名 称	担 当 部 署	所在地
内閣府	大臣官房総務課	千代田区霞が関 3-1-1
国家公安委員会	連絡先は警察庁と同様	千代田区霞が関 2-1-2
警察庁	警備局警備企画課	千代田区霞が関 2-1-2
金融庁	総務企画局政策課	千代田区霞が関 3-1-1
総務省	大臣官房総務課	千代田区霞が関 2-1-2
総務省消防庁	国民保護・防災部防災課国民保護室	千代田区霞が関 2-1-2
法務省	大臣官房秘書課広報室	千代田区霞が関 1-1-1
公安調査庁	総務部総務課	千代田区霞が関 1-1-1
外務省	大臣官房総務課危機管理調整室	千代田区霞が関 2-2-1
財務省	大臣官房総合政策課企画官室	千代田区霞が関 3-1-1
国税庁	長官官房総務課	千代田区霞が関 3-1-1
文部科学省	大臣官房文教施設企画部施設企画課 防災推進室	千代田区丸の内 2-5-1
文化庁	連絡先は文部科学省と同様	千代田区丸の内 2-5-1
厚生労働省	社会・援護局総務課	千代田区霞が関 1-2-2
農林水産省	総合食料局食料企画課	千代田区霞が関 1-2-1
林野庁	連絡先は農林水産省と同様	千代田区霞が関 1-2-1
水産庁	連絡先は農林水産省と同様	千代田区霞が関 1-2-1
経済産業省	大臣官房総務課	千代田区霞が関 1-3-1
資源エネルギー庁	総合政策課	千代田区霞が関 1-3-1
中小企業庁	長官官房参事官室	千代田区霞が関 1-3-1
原子力安全・保安院	企画調整課	千代田区霞が関 1-3-1
国土交通省	危機管理室	千代田区霞が関 2-1-3
国土地理院	総務部総務課	茨城県つくば市北郷 1
気象庁	総務部総務課	千代田区大手町 1-3-4
海上保安庁	総務部国際・危機管理官	千代田区霞が関 2-1-3
環境省	大臣官房総務課	千代田区霞が関 1-2-2
防衛省	運用企画局事態対処課	新宿区市谷本村町 5-1

変更後

(29 機関)

名 称	担 当 部 署	所在地
内閣府	大臣官房総務課	千代田区永田町 1-6-1
国家公安委員会	連絡先は警察庁と同様	千代田区霞が関 2-1-2
警察庁	警備局警備企画課	千代田区霞が関 2-1-2
金融庁	総務企画局政策課	千代田区霞が関 3-2-1
消費者庁	総務課	千代田区永田町 2-11-1
総務省	大臣官房総務課	千代田区霞が関 2-1-2
総務省消防庁	国民保護・防災部防災課国民保護室	千代田区霞が関 2-1-2
法務省	大臣官房秘書課広報室	千代田区霞が関 1-1-1
公安調査庁	総務部総務課	千代田区霞が関 1-1-1
外務省	総合外交政策局人権人道課	千代田区霞が関 2-2-1
財務省	大臣官房総合政策課政策推進室	千代田区霞が関 3-1-1
国税庁	長官官房総務課	千代田区霞が関 3-1-1
文部科学省	大臣官房総務課法令審議室	千代田区霞が関 3-2-2
文化庁	長官官房政策課	千代田区霞が関 3-2-2
厚生労働省	大臣官房厚生科学課 健康危機管理・災害対策室	千代田区霞が関 1-2-2
農林水産省	大臣官房食料安全保障課	千代田区霞が関 1-2-1
林野庁	連絡先は農林水産省と同様	千代田区霞が関 1-2-1
水産庁	連絡先は農林水産省と同様	千代田区霞が関 1-2-1
経済産業省	大臣官房総務課	千代田区霞が関 1-3-1
資源エネルギー庁	総合政策課	千代田区霞が関 1-3-1
中小企業庁	事業環境部経営安定対策室	千代田区霞が関 1-3-1
国土交通省	危機管理室	千代田区霞が関 2-1-3
国土地理院	総務部総務課	茨城県つくば市北郷 1
観光庁	総務課	千代田区霞が関 2-1-3
気象庁	総務部企画課	千代田区大手町 1-3-4
海上保安庁	総務部国際・危機管理官	千代田区霞が関 2-1-3
環境省	大臣官房総務課	千代田区霞が関 1-2-2
原子力規制庁	原子力災害対策・核物質防護課	港区六本木 1-9-9
防衛省	運用企画局事態対処課	新宿区市谷本村町 5-1

別紙 10 「【指定地方行政機関】」（資料編 P7）

変更前

名 称	担 当 部 署	所在地
関東総合通信局	総務課	東京都千代田区丸の内 1-6-1 丸の内センタービル 5 F
関東財務局	関東財務局 総務部総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館
東京税関	総務部 総務課総務第一係	東京都江東区青海 2-56 東京港湾合同庁舎
関東信越厚生局	総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 7 階
東京労働局	総務課	東京都文京区後楽 1-7-22
関東農政局	企画調整室	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館
関東森林管理局	企画調整室	群馬県前橋市岩神町 4-16-25
関東経済産業局	総務企画部総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館
関東東北産業保安監督部	管理課	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 1 1 階
関東地方整備局	企画部 防災調整第一係	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館
関東運輸局	総務部安全防災・危機管理調整官	神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎
	総務部総務課安全防災・危機管理係長	
東京航空局	総務部 国空保安対策課	東京都千代田区九段南 1-1-15
東京航空交通管制部	総務課	埼玉県所沢市並木 1-12
東京管区气象台	総務部総務課	東京都千代田区大手町 1-3-4
第三管区海上保安本部	総務部総務課	神奈川県横浜市中区北仲通 5-57
関東地方環境事務所	総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル 18F
北関東防衛局	総務部総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館

変更後

名 称	担 当 部 署	所在地
関東総合通信局	総務課	東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎
関東財務局	総務部総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館
東京税関	総務部総務課 総務第一係	東京都江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎
関東信越厚生局	総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 7 階
東京労働局	総務課	東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎
関東農政局	企画調整室	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館
関東森林管理局	企画調整課	群馬県前橋市岩神町 4-16-25
関東経済産業局	総務企画部総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館
関東東北産業保安監督部	管理課	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館
関東地方整備局	企画部防災課計画係	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館
関東運輸局	総務部安全防災・危機管理調整官	神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎
	総務部安全・防災危機管理課安全第一係長	
東京航空局	総務部安全企画・保安対策課	東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎
東京航空交通管制部	総務課	埼玉県所沢市並木 1-12
東京管区气象台	総務部業務課	東京都千代田区大手町 1-3-4
第三管区海上保安本部	総務部総務課	神奈川県横浜市中区北仲通 5-57
関東地方環境事務所	総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル 18F
北関東防衛局	企画部地方協力基盤整備課	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館



別紙 11 「【東京都（警察・消防を含む）】」（資料編 P8）

変更前

名 称	所 在 地	電 話
警視庁第四方面本部	新宿区市ヶ谷本村町 6-1	(3581)4321
中野警察署	中野区中央 2-47-2	(3366)0110
野方警察署	中野区中野 4-12-1	(3386)0110
東京消防庁第四消防方面本部	新宿区大久保 3-14-26	(3209)0119
中野消防署	中野区中央 3-25-3	(3366)0119
野方消防署	中野区丸山 2-21-1	(3330)0119
中野消防団	中野区中央 3-25-3 中野消防署内	(3366)0119
野方消防団	中野区丸山 2-21-1 野方消防署内	(3330)0119
第三建設事務所	中野区中野 4-8-1	(3387)5132
水道局中野営業所	中野区中野 1-5-7	(3363)2171
下水道局西部第一下水道事務所	新宿区上落合 1-2-40	(3366)6952
交通局小滝橋自動車営業所	中野区東中野 5-30-2	(3368)7977
交通局都庁前駅務管理所	新宿区西新宿 2-8-1	(5322)0255

変更後

名 称	所 在 地	電 話
警視庁第四方面本部	中野区中野 4-12-2	(3581)4321
中野警察署	中野区中央 4-4-3 (仮庁舎)	(5342)0110
野方警察署	中野区中野 4-12-1	(3386)0110
東京消防庁第四消防方面本部	新宿区大久保 3-14-26	(3209)0119
中野消防署	中野区中央 3-25-3	(3366)0119
野方消防署	中野区丸山 2-21-1	(3330)0119
中野消防団	中野区中央 3-25-3 中野消防署内	(3366)0119
野方消防団	中野区丸山 2-21-1 野方消防署内	(3330)0119
第三建設事務所	中野区中野 4-8-1	(3387)5132
水道局中野営業所	中野区中野 1-5-7	(5925)2921
下水道局西部第一下水道事務所	中野区新井 3-37-4	(5343)6200
交通局小滝橋自動車営業所	中野区東中野 5-30-2	(3368)7977
交通局都庁前駅務管理所	新宿区西新宿 2-8-1	(5322)0255

別紙 12 「【指定公共機関】」 (資料編 P8)

変更前

名 称	所 在 地	電 話
日本赤十字社東京都支部中野区地区	中野区中野 4-8-1	(3228)8213
郵便事業(株)中野支店	中野区中野 2-27-1	(3383)8821
郵便事業(株)中野北支店	中野区丸山 1-28-10	(5380)9740
(株)NTT 東日本-東京北	新宿区北新宿 1-5-1	(5386)9111
東京電力(株)中野営業センター	中野区新井 4-2-10	(6375)8422
東京ガス(株)中央支店	目黒区目黒 3-1-3	(5722)2602
東日本旅客鉄道(株)中野駅	中野区中野 5-31- 1	050(2016)1602
京王電鉄バス(株)営業部	府中市府中町 1-9	042 (352)3724
東京地下鉄(株)中野坂上駅	中野区中央 2-1-2	(3372)2752
西武鉄道(株)上石神井駅区	練馬区上石神井 1-2-45	(3920)1142

変更後

名 称	所 在 地	電 話
日本赤十字社東京都支部中野区地区	中野区中野 4-8-1	(3228)8093
日本郵便(株)中野郵便局	中野区中野 2-27-1	(3383)8821
日本郵便(株)中野北郵便局	中野区丸山 1-28-10	(5380)9742
(株)NTT 東日本-南関東 東京北支店	新宿区新宿 1-33-13	(3352)3262
東京電力(株)荻窪支社	杉並区南荻窪 4-40-11	(6375)7339
東京ガス(株)中央支店	目黒区目黒 3-1-3	(5722)2602
東日本旅客鉄道(株)中野駅	中野区中野 5-31- 1	(5385)6843
京王電鉄バス(株)営業部	府中市府中町 1-9	042 (352)3724
東京地下鉄(株)中野坂上駅	中野区本町 2-48-2	(3372)2752
西武鉄道(株)上石神井駅管区	練馬区上石神井 1-2-45	(3920)1142

別紙 13 「【指定地方公共機関】」 (資料編 P8)

変更前

名 称	所 在 地	電 話
中野区医師会	中野区中野 2-27-17	(3384)1335
中野区歯科医師会	中野区中野 2-14-17	(3382)1487
中野区薬剤師会	中野区中野 1-15-7	(5330)8934
東京都トラック協会中野支部	中野区弥生町 2-52-8-202	(3384)3275

変更後

名 称	所 在 地	電 話
中野区医師会	中野区中野 2-27-17	(3384)1335
東京都中野区歯科医師会	中野区中野 2-14-17	(3382)1487
中野区薬剤師会	中野区中野 1-15-7	(5330)8934
東京都トラック協会中野支部	中野区弥生町 2-52-8-202	(3384)3275

別紙 14 「【その他の機関】」 (資料編 P8)

変更前

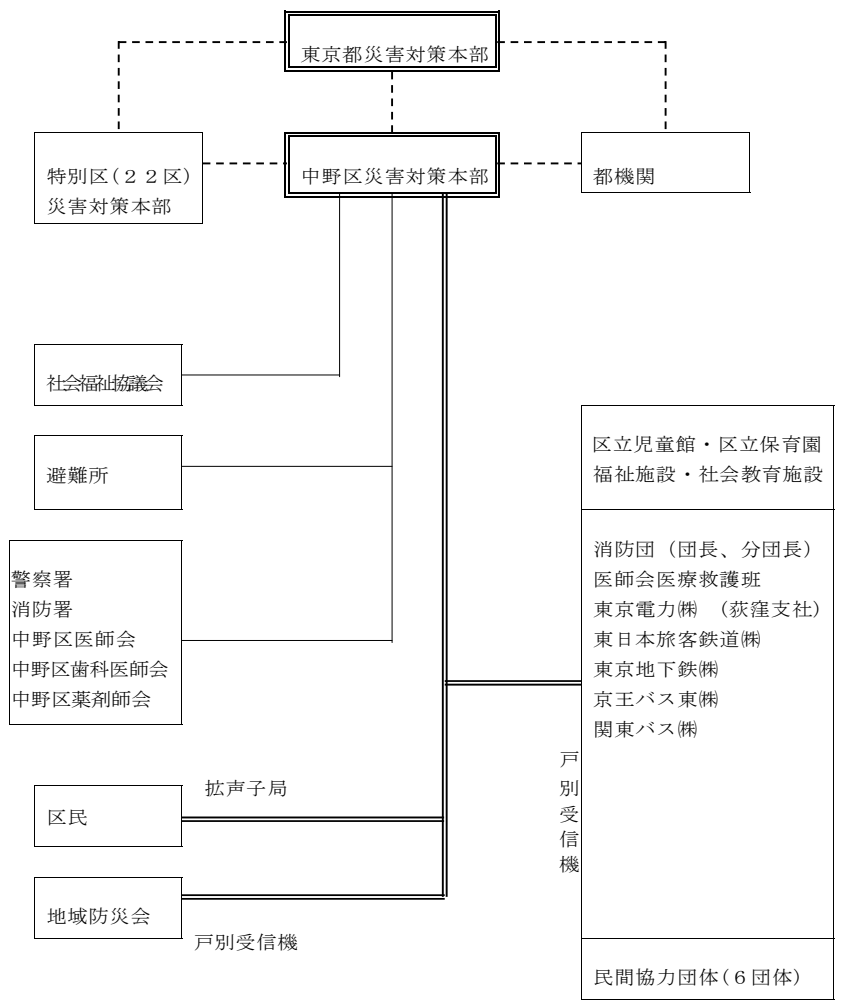
名 称	所 在 地	電 話
中野区接骨師会	中野区中央 3-3-11	(3227)0730
中野区社会福祉協議会	中野区中野 5-68-7	(5380)0751
東京商工会議所中野支部	中野区新井 1-9-1	(3389)1241
(株)シティテレビ中野	中野区中野 2-14-21 C T Nビル	(5340)5500

変更後

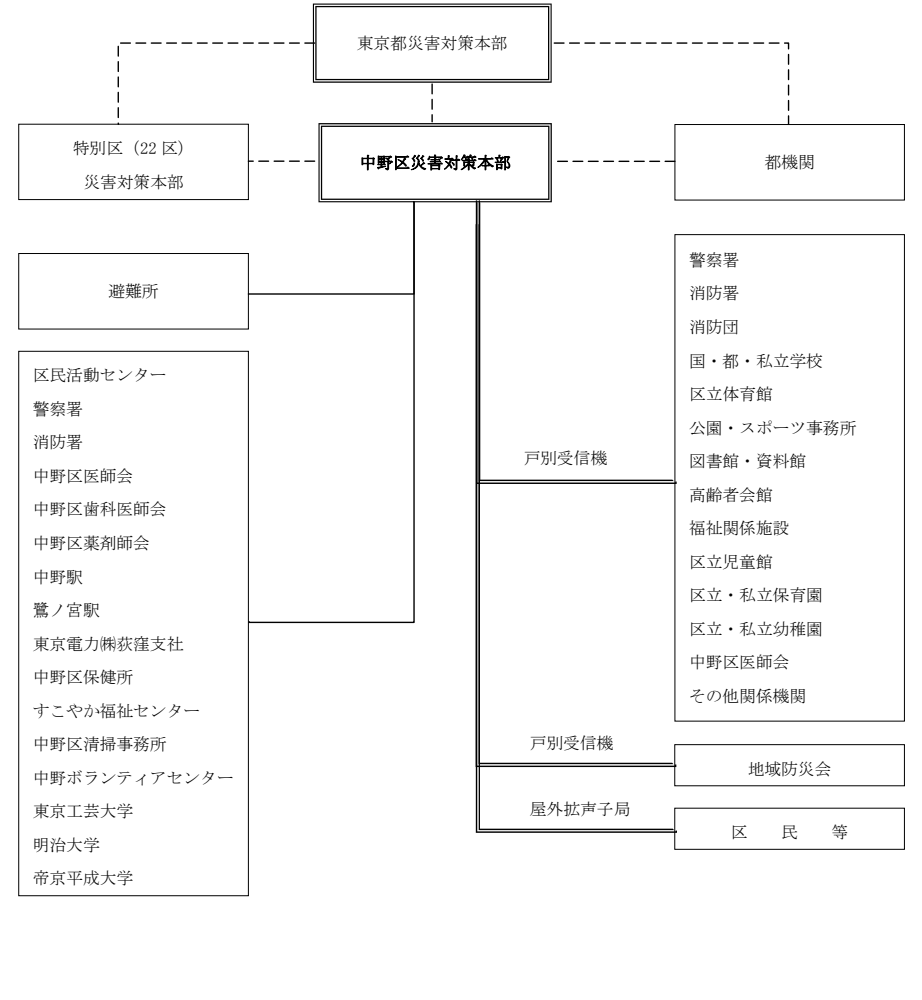
名 称	所 在 地	電 話
東京都柔道整復師会中野支部	中野区中央 3-3-11	(3227)0730
中野区社会福祉協議会	中野区中野 5-68-7	(5380)0751
東京商工会議所中野支部	中野区新井 1-9-1	(3389)1241
(株)ジェイコム中野	中野区中野 2-14-21	(5340)5133

別紙 15 「情報連絡系統図」 (資料編 P12)

変更前



変更後



- - - - - 都多重無線  
 \_\_\_\_\_ 防災行政用無線・地域防災系  
 = = = = = 防災行政用無線・固定系

- - - - - 都多重無線  
 \_\_\_\_\_ デジタル防災行政無線 (移動系)  
 = = = = = 防災行政無線 (固定系)

別紙 16 「救援の程度及び方法の基準」 (資料編 P17)

変更前

平成 20 年 4 月 1 日現在

根拠法令	救援の種類	対象	費用の限度額	備考																			
I	収容施設の供与	避難所の設置	(基本額) 避難所設置費 1人1日当り 300円以内 (加算額) 冬期(10-3月) 別に定める額を加算した額	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための資金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用耐金、器物の使用耐金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費 2 福祉避難所を設置した場合は、通常の実費を加算																			
		長期避難住宅の設置	1 規格 1 戸当り 29.7㎡(9坪)を標準とする。 2 限度額 1戸当り 2,366,000円以内 3 設置費 (基本額)1人1日当り 300円以内 (加算額) 冬期(10-3月) 別に定める額を加算した額	1 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための資金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用耐金、器物の使用耐金、借上費又は購入費、光熱水費 2 一団で概ね50戸以上設置した場合、集会所施設を設置可。規模、費用は別に定める。 3 生活に特別な配慮を要する高齢者等を複数収容するため、老人居宅介護等向きの構造・設備を有する施設を設置可 4 これに代えて賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げにより収容可																			
	応急仮設住宅	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないもの	1 一団で概ね50戸以上設置した場合、集会所施設を設置可。規模、費用は別に定める。 2 生活に特別な配慮を要する高齢者等を複数収容するため、老人居宅介護等向きの構造・設備を有する施設を設置可 3 これに代えて賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げにより収容可																				
II	炊き出しその他の給与 炊き出しによる食品の給与及び飲料水の供給	炊き出しの給与	1 避難所に収容された者 2 武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事できない者 3 避難指示に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要がある者	1 主食、副食及び燃料等経費 2 被災者が直ちに食することができる現物による																			
		飲料水供給	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者	水の購入費、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用																			
III	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 季別、世帯区分により一世帯当たり下表の額の範囲内 2 季別は、夏季(4-9月)及び冬季とし、給与等日をもって決定	次の品目の範囲内で現物 イ 被服、寝具及び身の回り品 ロ 日用品 ハ 炊事用具及び食器 ニ 光熱材料																			
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th>6人以上 1人増す ごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">季別</td> <td>夏</td> <td>17,300円以内</td> <td>22,300円以内</td> <td>32,800円以内</td> <td>39,300円以内</td> <td>49,800円以内</td> <td>7,300円以内</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>28,600円以内</td> <td>37,000円以内</td> <td>51,600円以内</td> <td>60,800円以内</td> <td>75,700円以内</td> <td>10,400円以内</td> </tr> </tbody> </table>	世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上 1人増す ごとに加算	季別	夏	17,300円以内	22,300円以内	32,800円以内	39,300円以内	49,800円以内	7,300円以内	冬	28,600円以内	37,000円以内	51,600円以内	60,800円以内
世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上 1人増す ごとに加算																	
季別	夏	17,300円以内	22,300円以内	32,800円以内	39,300円以内	49,800円以内	7,300円以内																
	冬	28,600円以内	37,000円以内	51,600円以内	60,800円以内	75,700円以内	10,400円以内																

変更後

平成 27 年 4 月 1 日現在

根拠法令	救援の種類	対象	費用の限度額	備考																										
I	収容施設の供与	避難所の設置	(基本額) 避難所設置費 1人1日当り 320円以内 (加算額) 冬期(10-3月) 別に定める額を加算した額	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための資金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用耐金、器物の使用耐金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費 2 福祉避難所を設置した場合は、通常の実費を加算																										
		長期避難住宅の設置	1 規格 1戸当り 29.7㎡(9坪)を標準とする。 2 限度額 1戸当り 2,621,000円以内 3 設置費 (基本額)1人1日当り 320円以内 (加算額) 冬期(10-3月) 別に定める額を加算した額	1 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための資金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用耐金、器物の使用耐金、借上費又は購入費、光熱水費 2 一団で概ね50戸以上設置した場合、集会所施設を設置可。規模、費用は別に定める。 3 生活に特別な配慮を要する高齢者等を複数収容するため、老人居宅介護等向きの構造・設備を有する施設を設置可 4 これに代えて賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げにより収容可																										
	応急仮設住宅	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないもの	1 一団で概ね50戸以上設置した場合、集会所施設を設置可。規模、費用は別に定める。 2 生活に特別な配慮を要する高齢者等を複数収容するため、老人居宅介護等向きの構造・設備を有する施設を設置可 3 これに代えて賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げにより収容可																											
II	炊き出しその他の給与 炊き出しによる食品の給与及び飲料水の供給	炊き出しの給与	1 避難所に収容された者 2 武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事できない者 3 避難指示に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要がある者	1 主食、副食及び燃料等経費 2 被災者が直ちに食することができる現物による																										
		飲料水供給	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者	水の購入費、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用																										
III	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 季別、世帯区分により一世帯当たり下表の額の範囲内 2 季別は、夏季(4-9月)及び冬季とし、給与等日をもって決定	次の品目の範囲内で現物 イ 被服、寝具及び身の回り品 ロ 日用品 ハ 炊事用具及び食器 ニ 光熱材料																										
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th>6人以上 1人増す ごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">季別</td> <td>夏</td> <td>18,300円以内</td> <td>23,500円以内</td> <td>34,600円以内</td> <td>41,500円以内</td> <td>52,600円以内</td> <td>7,700円以内</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>30,200円以内</td> <td>39,200円以内</td> <td>54,600円以内</td> <td>63,800円以内</td> <td>80,300円以内</td> <td>11,000円以内</td> </tr> <tr> <td>夏</td> <td>18,300円以内</td> <td>23,500円以内</td> <td>34,600円以内</td> <td>41,500円以内</td> <td>52,600円以内</td> <td>7,700円以内</td> </tr> </tbody> </table>	世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上 1人増す ごとに加算	季別	夏	18,300円以内	23,500円以内	34,600円以内	41,500円以内	52,600円以内	7,700円以内	冬	30,200円以内	39,200円以内	54,600円以内	63,800円以内	80,300円以内	11,000円以内	夏	18,300円以内	23,500円以内	34,600円以内	41,500円以内
世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上 1人増す ごとに加算																								
季別	夏	18,300円以内	23,500円以内	34,600円以内	41,500円以内	52,600円以内	7,700円以内																							
	冬	30,200円以内	39,200円以内	54,600円以内	63,800円以内	80,300円以内	11,000円以内																							
	夏	18,300円以内	23,500円以内	34,600円以内	41,500円以内	52,600円以内	7,700円以内																							

変更前

IV	医療の提供及び助産	医療	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者 (応急的処置)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料、破損医療器具修繕費等の実費</li> <li>2 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬額以内</li> <li>3 施術所による場合 協定料金の額以内</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救護班における実施が原則 急迫時やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所(マッサージ、はり等)における医療の実施可</li> <li>○次の範囲内で実施 1 診察 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看護</li> </ol>	
		助産	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費</li> <li>2 助産師による場合 償行料金の80/100以内の額</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>○次の範囲内で実施 1 分べんの介助 2 分べん前及び分べん後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</li> <li>4 病院又は診療所への収容 5 看護</li> </ol>	
V	被災者の捜索及び救出	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがない場合で、次の者の捜索、救出 武力攻撃災害により 1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費		
VI	埋葬及び火葬	武力攻撃災害の犠牲者	<p>一体当り 大人 199,000円以内 小人 159,200円以内</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>○死体の応急的処理程度ものを行う</li> <li>○原則として棺又は棺材の現物をもって行う</li> <li>○次の範囲内で実施 1 棺(附属品を含む。) 2 埋葬又は火葬 (資金職員等雇上費を含む。) 3 骨つぼ又は骨箱</li> </ol>	<p>一体当り 大人 208,700円以内 小人 167,000円以内</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>○死体の応急的処理程度ものを行う</li> <li>○原則として棺又は棺材の現物をもって行う</li> <li>○次の範囲内で実施 1 棺(附属品を含む。) 2 埋葬又は火葬 (資金職員等雇上費を含む。) 3 骨つぼ又は骨箱</li> </ol>
VII	電話その他の通信設備の提供	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者	当該地域における通常の実費	<ol style="list-style-type: none"> <li>○電話、インターネットその他必要な通信設備を避難所に設置し、避難住民等に利用させることにより実施</li> <li>○消耗器材費、器物の使用耐金、借上費又は購入費、設備設置費及び通信費</li> </ol>		
VII	① 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊、半壊し、自らの實力では応急修理をすることができない者	1世帯当り 510,000円以内	<ol style="list-style-type: none"> <li>○居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して実施</li> <li>○現物をもって実施</li> </ol>	<p>1世帯当り 567,000円以内</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>○居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して実施</li> <li>○現物をもって実施</li> </ol>
		② 学用品の給与	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒、高等学校等生徒	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教科書代 ○小中学校児童・生徒 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材実費</li> <li>○高等学校等生徒 正規授業で使用する教材実費</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 文房具費及び通学用品費 小学校児童 1人当たり 4,100円 中学校生徒 1人当たり 4,400円 高等学校等生徒 1人当たり 4,800円</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>○避難指示が長期間解除されない場合又は武力攻撃災害が長期間継続している場合は、必要に応じ再実施可</li> <li>○小学校児童・中学校生徒 特別支援学校の小学部児童、中学部生徒及び中等教育学校前期課程生徒を含む</li> <li>○高等学校(定時・通信制含む。)、中等教育学校後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門・専修・各種学校の生徒</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教科書代 ○小中学校児童・生徒 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材実費</li> <li>○高等学校等生徒 正規授業で使用する教材実費</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 文房具費及び通学用品費 小学校児童 1人当たり 4,200円 中学校生徒 1人当たり 4,500円 高等学校等生徒 1人当たり 4,900円</li> </ol>

変更後

IV	医療の提供及び助産	医療	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者 (応急的処置)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料、破損医療器具修繕費等の実費</li> <li>2 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬額以内</li> <li>3 施術所による場合 協定料金の額以内</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>○救護班における実施が原則</li> <li>○急迫時やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所(マッサージ、はり等)における医療の実施可</li> <li>○次の範囲内で実施 1 診察 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看護</li> </ol>	
		助産	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費</li> <li>2 助産師による場合 償行料金の80/100以内の額</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>○次の範囲内で実施 1 分べんの介助 2 分べん前及び分べん後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</li> <li>4 病院又は診療所への収容 5 看護</li> </ol>	
V	被災者の捜索及び救出	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがない場合で、次の者の捜索、救出 武力攻撃災害により 1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費		
VI	埋葬及び火葬	武力攻撃災害の犠牲者	<p>一体当り 大人 208,700円以内 小人 167,000円以内</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>○死体の応急的処理程度ものを行う</li> <li>○原則として棺又は棺材の現物をもって行う</li> <li>○次の範囲内で実施 1 棺(附属品を含む。) 2 埋葬又は火葬 (資金職員等雇上費を含む。) 3 骨つぼ又は骨箱</li> </ol>	<p>一体当り 大人 208,700円以内 小人 167,000円以内</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>○死体の応急的処理程度ものを行う</li> <li>○原則として棺又は棺材の現物をもって行う</li> <li>○次の範囲内で実施 1 棺(附属品を含む。) 2 埋葬又は火葬 (資金職員等雇上費を含む。) 3 骨つぼ又は骨箱</li> </ol>
VII	電話その他の通信設備の提供	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者	当該地域における通常の実費	<ol style="list-style-type: none"> <li>○電話、インターネットその他必要な通信設備を避難所に設置し、避難住民等に利用させることにより実施</li> <li>○消耗器材費、器物の使用耐金、借上費又は購入費、設備設置費及び通信費</li> </ol>		
VII	① 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊、半壊し、自らの實力では応急修理をすることができない者	1世帯当り 510,000円以内	<ol style="list-style-type: none"> <li>○居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して実施</li> <li>○現物をもって実施</li> </ol>	<p>1世帯当り 567,000円以内</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>○居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して実施</li> <li>○現物をもって実施</li> </ol>
		② 学用品の給与	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒、高等学校等生徒	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教科書代 ○小中学校児童・生徒 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材実費</li> <li>○高等学校等生徒 正規授業で使用する教材実費</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 文房具費及び通学用品費 小学校児童 1人当たり 4,100円 中学校生徒 1人当たり 4,400円 高等学校等生徒 1人当たり 4,800円</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>○避難指示が長期間解除されない場合又は武力攻撃災害が長期間継続している場合は、必要に応じ再実施可</li> <li>○小学校児童・中学校生徒 特別支援学校の小学部児童、中学部生徒及び中等教育学校前期課程生徒を含む</li> <li>○高等学校(定時・通信制含む。)、中等教育学校後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門・専修・各種学校の生徒</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教科書代 ○小中学校児童・生徒 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材実費</li> <li>○高等学校等生徒 正規授業で使用する教材実費</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 文房具費及び通学用品費 小学校児童 1人当たり 4,200円 中学校生徒 1人当たり 4,500円 高等学校等生徒 1人当たり 4,900円</li> </ol>

変更前

Ⅶ	②	死体の検索	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費
		死体の処理	武力攻撃災害の際死亡した者の、死体に関する処理（埋葬を除く。）	1 洗浄、縫合、消毒等 一体当り 3,300円以内 一時保存 ○一時収容の既存建物借上費 通常の実費 ○既存建物以外 一体当り 5,000円以内 ※ドライアイス購入費等必要時 当該地域の通常実費加算可 3 救護班以外による検案実施 当該地域の償付料金の額以内	○ 次の範囲で実施 1 死体の洗浄、縫合、消毒等の措置 2 死体の一時保存 3 検案（原則として救護班において実施）
	④	武力攻撃によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場生活に欠かせない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力では除去できない者	一世帯当り 137,500円以内	ロープ、スコープその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等
		救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費		当該地域における通常の実費	1 飲料水の供給 2 医療及び助産 3 被災者捜索、救出 4 死体捜索、処理 5 救済用物資の整理配分
<p>※1 この表は、国民保護法施行令第10条第1項に基づき、厚生労働大臣が定めた「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成16年厚生労働省告示第343号）」（以下「基準告示」という。）において示されているものを整理したものである。</p> <p>※2 根拠法令欄のローマ数字は、国民保護法第75条第1項各号の号数を、○数字は国民保護法施行令第9条各号の号数を示している。</p> <p>※3 上記基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣が特別基準を定める。（基準告示第1条第2項）</p> <p>※4 救援を実施する都道府県知事は、上記基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。（基準告示第1条第3項）</p> <p>参考 国民保護法第75条（救援の実施） 第3項 救援の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>国民保護法施行令第10条（救援の程度、方法及び期間） 第1項 法第75条第3項に規定する救援の程度及び方法は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第9条第1項の基準を勘案して、あらかじめ、厚生労働大臣が定める。 第2項 法第75条第3項に規定する救援の期間は、法第74条の規定による指示[救援の指示]があった日（法第75条第1項ただし書の場合[緊急を要し指示を待たずに救援を実施した場合]にあつては、その救援を開始した日）から厚生労働大臣が定める日までとする。</p>					

変更後

Ⅷ	③	死体の検索	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費
		死体の処理	武力攻撃災害の際死亡した者の、死体に関する処理（埋葬を除く。）	1 洗浄、縫合、消毒等 一体当り 3,400円以内 一時保存 ○一時収容の既存建物借上費 通常の実費 ○既存建物以外 一体当り 5,300円以内 ※ドライアイス購入費等必要時 当該地域の通常実費加算可 3 救護班以外による検案実施 当該地域の償付料金の額以内	○ 次の範囲で実施 1 死体の洗浄、縫合、消毒等の措置 2 死体の一時保存 3 検案（原則として救護班において実施）
	④	武力攻撃によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場生活に欠かせない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力では除去できない者	一世帯当り 134,300円以内	ロープ、スコープその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等
		救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費		当該地域における通常の実費	1 飲料水の供給 2 医療及び助産 3 被災者捜索、救出 4 死体捜索、処理 5 救済用物資の整理配分
<p>※1 この表は、国民保護法施行令第10条第1項に基づき、内閣総理大臣が定めた「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成25年内閣府告示第229号）」（以下「基準告示」という。）において示されている内容を整理したものである。</p> <p>※2 根拠法令欄のローマ数字は、国民保護法第75条第1項各号の号数を、○数字は国民保護法施行令第9条各号の号数を示している。</p> <p>※3 上記基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別基準を定める。</p> <p>※4 救援を実施する都道府県知事は、上記基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。</p> <p>参考 国民保護法第75条（救援の実施） 第3項 救援の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>国民保護法施行令第10条（救援の程度、方法及び期間） 第1項 法第75条第3項に規定する救援の程度及び方法は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第3条第1項の基準を勘案して、あらかじめ、内閣総理大臣が定める。 第2項 法第75条第3項に規定する救援の期間は、法第74条の規定による指示[救援の指示]があった日（法第75条第1項ただし書の場合[救援を要し指示を待たずに救援を実施した場合]にあつては、その救援を開始した日）から内閣総理大臣が定める日までとする。</p>					

別紙 17 「救急医療機関一覧表」 (資料編 P29、30)

変更前

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

医療機関名	所在地	電話	管理者	診療科目	病床数
中野総合病院	中央 4-59-16	(3382) 1231	理事長 池澤康郎	内科、外科、小児科、皮膚科、整形外科、耳鼻咽喉科、眼科、婦人科、泌尿器科、形成外科、脳神経外科、精神神経科、麻酔科、神経内科、放射線科	一般 251 療養 32
佼成病院	弥生町 5-25-15	(3383) 1281	院長 林 茂一郎	内科、消化器内科、外科、小児科、皮膚科、整形外科、産婦人科、耳鼻咽喉科、眼科、泌尿器科、形成外科、歯科、脳神経外科、循環器内科、精神科、リハビリテーション科、放射線科、内視鏡センター、腎センター、緩和ケア科、病理科、老年科、麻酔科	一般 331 療養 32
東京警察病院	中野 4-22-1	(5343) 5611	院長 森 憲二	内科、循環器科、消化器科、呼吸器科、リウマチ科、神経科、小児科、外科、整形外科、形成外科、美容外科、脳神経科・脳卒中センター、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、救急科、病理診断科	一般 431

変更後

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

医療機関名	所在地	電話	管理者	診療科目	病床数
中野総合病院	中央 4-59-16	(3382) 1231	理事長 池澤康郎	内科、外科、小児科、皮膚科、整形外科、耳鼻咽喉科、眼科、婦人科、泌尿器科、形成外科、脳神経外科、精神神経科、麻酔科、神経内科、放射線科	一般 251 療養 32
東京警察病院	中野 4-22-1	(5343) 5611	院長 白井徹郎	総合診療内科、腎代謝科、血液内科、循環器科、消化器科、呼吸器科、リウマチ科、神経科、小児科、外科、整形外科、形成・美容外科、美容外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、救急科、病理診断科	一般 415
中野共立病院	中野 5-44-7	(3386) 3166	理事長 山田 智	内科、呼吸器内科、消化器内科、人工透析内科、外科、リハビリテーション科、放射線科	一般 110

変更前

野方消防署

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

医療機関名	所在地	電話	管理者	診療科目	病床数
中野江古田病院	江古田 4-19-9	(3387)7321	院長 相澤純雄	内科、外科、耳鼻咽喉科、循環器科、眼科、歯科、皮膚科、泌尿器科	一般 92 療養 81
横島外科胃腸科病院	新井 2-6-1	(3389)2531	院長 横島徳行	外科、内科、整形外科、肛門科、胃腸科、リハビリテーション科	一般 37
ルカ病院	野方 3-6-1	(3389)2315	院長 竹内 隆	内科、外科、整形外科、小児科、放射線科、胃腸科、循環器科	一般 30
慈生会病院	江古田 3-15-2	(3387)5421	院長 竹下 公矢	内科、外科、整形外科、眼科、歯科、小児科、皮膚科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、形成外科、婦人科、呼吸器科、循環器科、消化器科、心臓血管外科、精神科、麻酔科、病理診断科、放射線科、リハビリテーション科	一般 161 療養 104

変更後

野方消防署

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

医療機関名	所在地	電話	管理者	診療科目	病床数
中野江古田病院	江古田 4-19-9	(3387)7321	院長 加藤賢一郎	内科、外科、整形外科、循環器内科、耳鼻咽喉科、歯科、皮膚科、泌尿器科、リハビリテーション科	一般 92 療養 81
横島病院	新井 1-38-6	(3389)2531	院長 横島徳行	外科、内科、消化器外科、消化器内科、整形外科、肛門外科、リハビリテーション科	一般 37
総合東京病院	江古田 3-15-2	(3387)5421	院長 渡邊貞義	内科、外科、整形外科、眼科、歯科口腔外科、小児科、皮膚科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、形成外科・美容外科、婦人科、呼吸器内科、呼吸器外科、循環器内科、消化器内科、消化器外科、心臓血管外科、心療内科、麻酔科、放射線科、リハビリテーション科	一般 343



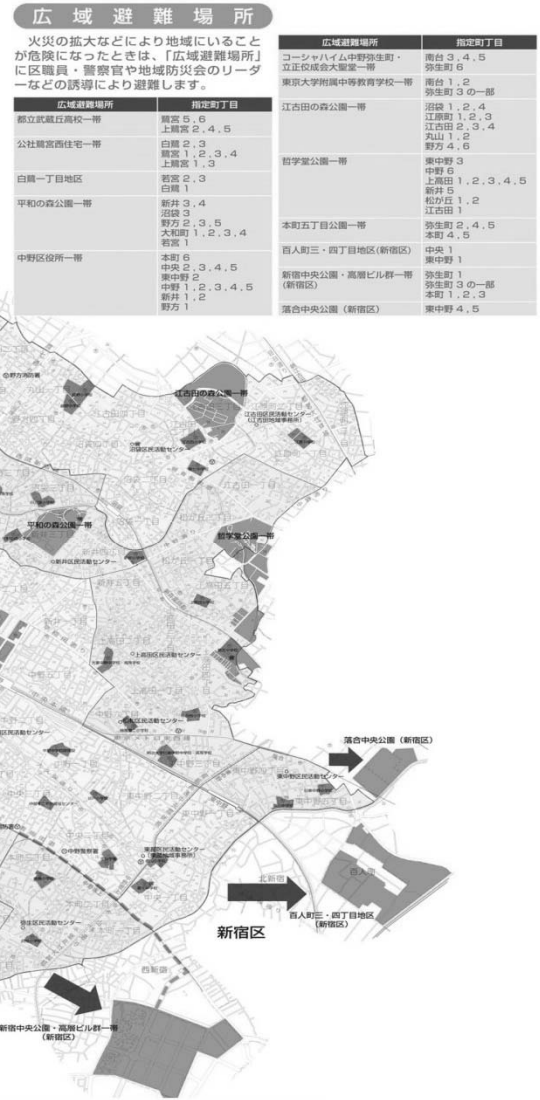
別紙 18 「中野区広域避難場所配置図」 (資料編 P31)

変更前

★=避難場所が変更された地域



変更後



別紙 19 「中野区広域避難場所配置図」 (資料編 P32)

変更前

広域避難場所		利用する町丁名	町丁数	有効面積 (㎡)	収容予定人口
①	新宿中央公園・高層ビル群一帯 (新宿区)	弥生町1、2 弥生町3、4の各一部 本町1～3	7	185,200	72,700
②	百人町三・四丁目地区 (新宿区)	中央1丁目 東中野1丁目	2	114,200	69,500
③	江古田の森公園一帯	丸山1～2丁目 江原町1～3丁目 江古田2～4丁目 沼袋1～2、4丁目 野方4、6丁目	13	68,300	62,600
④	哲学堂公園一帯	江古田1丁目 松が丘1～2丁目 上高田1～5丁目 新井5丁目 中野6丁目 東中野3丁目	11	87,800	80,300
⑤	コーシャハイム中野弥生町・立正佼成会大聖堂一帯 (一部杉並区)	南台3～5丁目 弥生町5～6丁目 本町5丁目	6	56,700	40,000
⑥	中野区役所一帯	新井1～2丁目 中央2～5丁目 中野1～5丁目 東中野2丁目 本町4、6丁目 野方1丁目	15	102,900	96,000
⑦	公社鷺宮西住宅一帯	鷺宮1～4丁目 上鷺宮1、3丁目 白鷺2～3丁目	8	28,000	25,700
⑧	平和の森公園一帯	若宮1丁目 沼袋3丁目 新井3～4丁目 大和町1～4丁目 野方2、3、5丁目	11	48,800	39,000
⑨	東京大学附属中等教育学校一帯	南台1～2丁目 弥生町3・4丁目の各一部	4	12,500	9,900
⑩	都立武蔵丘高校一帯	鷺宮5～6丁目 上鷺宮2、4～5丁目	5	17,000	14,100
⑪	白鷺一丁目地区	若宮2～3丁目 白鷺1丁目	3	31,300	26,600
⑫	落合水再生センター (新宿区)	東中野4～5丁目	2	37,800	33,600

変更後

広域避難場所	所在地	区域 面積 (㎡)	避難有 効面積 (㎡)	地区割当			避難計画 人口 (人)	一人当たり 避難有効面積 (㎡/人)	最遠 距離 (km)
				区	町丁	町丁 数			
新宿中央公園・高層ビル群一帯	新宿区西新宿	352,047	182,169	新宿区	西新宿4～5、8丁目、3丁目の一部	4	65,498	2.78	1.4
				渋谷区	本町3丁目	1			
				中野区	本町1～3丁目、弥生町1丁目、3丁目の一部	5			
百人町三・四丁目地区	新宿区百人町	249,086	120,115	新宿区	高田馬場3～4丁目、百人町3～4丁目、1～2丁目の各一部、北新宿1～4丁目	10	69,803	1.72	1.3
				中野区	中央1丁目、東中野1丁目	2			
江古田の森公園一帯	中野区江古田	165,225	82,158	中野区	丸山1～2丁目、江原町1～3丁目、江古田2～4丁目、沼袋1～2、4丁目、野方4、6丁目	13	60,327	1.36	1.5
				練馬区	豊玉中1～4丁目、豊玉南1～3丁目、豊玉北5～6丁目	9			
哲学堂公園一帯	新宿区西落合、 中井 中野区上高田、 松が丘	197,297	79,082	新宿区	上落合3丁目、西落合1～4丁目、中井1～2丁目、中落合3～4丁目	9	78,038	1.01	1.8
				中野区	江古田1丁目、松が丘1～2丁目、上高田1～5丁目、新井5丁目、中野6丁目、東中野3丁目	11			
				豊島区	南長崎4～6丁目	3			
コーシャハイム中野弥生町・立正佼成会大聖堂一帯	中野区弥生町・立正 杉並区和田	144,359	50,889	中野区	南台3～5丁目、弥生町6丁目	4	32,027	1.59	0.8
				杉並区	方南2丁目、和田1～2丁目	3			
中野区役所一帯	中野区中野 杉並区高円寺北	223,748	89,834	中野区	新井1～2丁目、中央2～5丁目、中野1～5丁目、東中野2丁目、本町6丁目、野方1丁目	14	88,664	1.01	1.9
				杉並区	高円寺南5丁目、高円寺北1丁目	2			
公社鷺宮西住宅一帯	中野区白鷺	75,831	25,627	中野区	上鷺宮1、3丁目、鷺宮1～4丁目、白鷺2～3丁目	8	25,119	1.02	1.4
				杉並区	下井草2丁目	1			
平和の森公園一帯	中野区新井	97,072	46,947	中野区	若宮1丁目、沼袋3丁目、新井3～4丁目、大和町1～4丁目、野方2～3、5丁目	11	37,513	1.25	1.7
東京大学附属中等教育学校一帯	中野区南台	48,612	17,365	中野区	南台1～2丁目、弥生町3丁目の一部	3	8,225	2.11	0.4
都立武蔵丘高校一帯	中野区上鷺宮	57,145	15,956	中野区	鷺宮5～6丁目、上鷺宮2、4～5丁目	5	13,758	1.16	0.6
白鷺一丁目地区	中野区白鷺、若 宮	99,714	32,104	中野区	若宮2～3丁目、白鷺1丁目	3	25,757	1.25	1.4
				杉並区	阿佐谷北6丁目、下井草1丁目、本天沼1～2丁目	4			
落合中央公園	新宿区上落合	81,754	33,522	新宿区	上落合1～2丁目、中落合1丁目	3	20,761	1.61	1.0
				中野区	東中野4～5丁目	2			
本町五丁目公園一帯	中野区本町、弥 生町	65,705	32,128	中野区	本町4～5丁目、弥生町2、4～5丁目	5	22,996	1.40	0.6

別紙 20 「国民保護避難所一覧」 (資料編 P33)

変更前

担当地域本部	避難所名	所在地	電話番号	担当地域本部管内に存する防災会
南中野	1. 新山小学校	南台 4-4-1	3381-7250	南台四丁目東町会防災会 南台四丁目西町会防災会
	2. 第一中学校	南台 5-22-17	3381-7277	八島地域防災会 南台五丁目地域防災会
	3. 多田小学校	南台 3-44-9	3381-7257	多田地域防災会 弥生六南台地区防災会 多田町住宅防災会 応町住宅中野地区防災対策実行委員会
	4. 東京大学教育学部 附属中等教育学校	南台 1-15-1	3377-3411	新山通町会防災会 栄一地域防災会 南台前原防災会 弥生町三丁目町会防災会
	5. 中野神明小学校	弥生町 4-27-29	3381-7253	栄町二丁目地域防災会 神明本三地域防災会
	6. 中野富士見中学校	弥生町 5-11-16	3381-7270	弥生町五丁目地域防災会
弥生	7. 向台小学校	弥生町 1-25-1	3372-2326	弥一向台防災会 弥生一東防災会 本一相生防災会
	8. 桃園小学校	本町 3-16-1	3372-6431	朝日ヶ丘防災会 道玄町会防災会 東郷防災会
東部	9. 第十中学校	中央 1-41-1	3363-5501	中本一地域防災会 小澁東防災会 小澁西地域防災会 塔ノ山防災会
	10. 塔山小学校	中央 1-49-1	3363-0461	東一東防災会 氷川防災会 宮一防災会
	11. 宝仙学園	中央 2-28-3	3371-7103	本町通二丁目防災会 本三宮前防災会 上ノ原防災会 高根防災会
	12. 谷戸小学校	中野 1-26-1	3361-3645	本三西防災会 中野一丁目防災会 宮二防災会
	13. 第二中学校	本町 5-25-1	3382-7151	弥生二丁目防災会 千代田町防災会
鍋横	14. 中野本郷小学校	本町 4-27-3	3381-7255	鍋横防災会 宮里防災会 西町防災会
	15. 東京文化学園	本町 6-38-1	3381-0196	新中野防災会 本六防災会

変更後

担当地域本部	避難所名	所在地	電話番号	担当地域本部管内に存する防災会
南中野	1. 新山小学校	南台 4-4-1	3381-7250	南台四丁目東町会防災会 南台四丁目西町会防災会
	2. 南中野中学校	南台 5-22-17	3381-7277	八島地域防災会 南台五丁目地域防災会 多田地域防災会
	3. 多田小学校	南台 3-44-9	3381-7257	弥生六南台地区防災会 SUN南台管理組合防災会
	4. 東京大学教育学部 附属中等教育学校	南台 1-15-1	3377-3411	新山通町会防災会 栄一地域防災会 南台前原防災会 弥生町三丁目町会防災会 南台ヒルズ防災会 センチュリー中野南台防災会
	5. 中野神明小学校	弥生町 4-27-29	3381-7253	栄町二丁目地域防災会 神明本三地域防災会 弥生町五丁目地域防災会
弥生	6. 向台小学校	弥生町 1-25-1	3372-2326	弥一向台防災会 弥生一東防災会 本一相生防災会
	7. 桃園小学校	本町 3-16-1	3372-6431	朝日ヶ丘防災会 道玄町会防災会 東郷防災会
東部	8. 第十中学校	中央 1-41-1	3363-5501	中本一地域防災会 小澁東防災会 小澁西防災会 塔ノ山防災会
	9. 塔山小学校	中央 1-49-1	3363-0461	宮一防災会 東一東防災会 氷川防災会
	10. 宝仙学園	中央 2-28-3	3371-7103	本町通二丁目防災会 本三西防災会 本三宮前防災会 上ノ原防災会 高根防災会
	11. 谷戸小学校	中野 1-26-1	3361-3645	中野一丁目防災会 宮二防災会
	12. 第二中学校	本町 5-25-1	3382-7151	千代田町防災会 弥生町二丁目町会防災会
鍋横	13. 中野本郷小学校	本町 4-27-3	3381-7255	鍋横防災会 宮里防災会 西町防災会
	14. 新渡戸文化学園	本町 6-38-1	3381-0196	新中野防災会 本六防災会

変更前

担当地域本部	避難所名	所在地	電話番号	担当地域本部管内に存する防災会
桃 園	16. 第九中学校	中野 1-57-12	3363-6385	宮三町会防災会 南口町会防災会 中野住宅防災会(2丁目) 仲町会防災会 上町会地域防災会
	17. 桃花小学校	中央 5-43-1	3381-7251	橋場防災会 宮桃防災会 桃園町会防災会
昭 和	18. 桃園第二小学校	中野 6-13-1	3363-0661	天神自治会防災会 昭二防災会 文園町会防災会 昭一防災会
	19. 大妻中野中・高等学校	上高田 2-3-7	3389-7211	桜山町会防災会 昭三自治会防災会 打越町会防災会 アロードウェイ共同防火管理協議会 上高田二丁目防災会
東中野	20. 第三中学校	東中野 5-12-1	3362-5236	東四防災会
	21. 東中野小学校	東中野 5-27-8	3361-2138	東中野五丁目小滝防災会
上高田	22. 中野昭和小学校	上高田 1-2-28	3389-0561	上高田一丁目防災会 上高田北地域防災会
	23. 上高田小学校	上高田 5-35-3	3389-1461	松が丘片山町会防災会 パシフィック中野・北島マンション防災会
	24. 第五中学校	上高田 4-28-1	3389-2341	上高田東町会防災会 上高田親交会防災会 都営上高田アパート第一自治会防災会 上高田高層団地防災会 上高田三丁目地域防災会
新 井	25. 中央中学校	中野 4-12-7	3389-1471	新井東防災会 新井南防災会 新井西防災会 なかよし防災会 囲住宅防災会 囲町会防災会
	26. 新井小学校	新井 4-19-1	3389-2311	新井北防災会 新井中防災会
沼 袋	27. 沼袋小学校	沼袋 3-13-2	3389-0351	沼袋親和会防災本部
	28. 緑野中学校	丸山 1-1-19	3386-5423	江古田四丁目会防災本部
江古田	29. 第七中学校	江古田 2-9-11	3389-4171	江古田一丁目地域防災会 沼袋町会防災本部
	30. 江原小学校	江原町 1-39-1	3951-5880	江原町防災会 江古田住宅自治会地域防災会
	31. 江古田小学校	江古田 2-13-28	3385-0411	旭公民館防災会

変更後

担当地域本部	避難所名	所在地	電話番号	担当地域本部管内に存する防災会
桃 園	15. 中野中学校跡施設	中野 1-57-12	/	南口町会防災会 宮三町会防災会 中野住宅防災会(2丁目)
	16. 中部すこやか福祉センター	中央 3-19-1	3367-7788	上町会地域防災会 仲町会防災会
	17. 桃花小学校	中央 5-43-1	3381-7251	橋場防災会 宮桃防災会
	18. 旧桃丘小学校	中野 3-40-23	/	桃園町会防災会
昭 和	19. 桃園第二小学校	中野 6-13-1	3363-0661	天神自治会防災会 昭二防災会 文園町会防災会 昭一防災会
	20. 明治大学付属中野中・高等学校	東中野 3-3-4	3362-8704	桜山町会防災会 昭三自治会防災会
	21. 大妻中野中・高等学校	上高田 2-3-7	3389-7211	打越町会防災会 アロードウェイ共同防火管理協議会 上高田二丁目防災会
東中野	22. 第三中学校	東中野 5-12-1	3362-5236	東四防災会 東中野五丁目小滝防災会
上高田	23. 白桜小学校	上高田 1-2-28	3389-0561	上高田一丁目防災会 上高田北地域防災会
	24. 上高田小学校	上高田 5-35-3	3389-1461	松が丘片山町会防災会 パシフィック中野防災会
	25. 第五中学校	上高田 4-28-1	3389-2341	上高田三丁目地域防災会 上高田東町会防災会 上高田高層団地防災会 上高田親交会防災会 都営上高田アパート第一自治会防災会
新 井	26. 新井小学校	新井 4-19-1	3389-2311	新井北防災会 新井中防災会 新井東防災会 新井西防災会 新井南防災会 囲町会防災会
	27. 中野中学校	中野 4-12-3	3389-1471	
沼 袋	28. 沼袋小学校	沼袋 3-13-2	3389-0351	沼袋親和会防災本部
	29. 緑野中学校	丸山 1-1-19	3386-5423	江古田四丁目町会防災本部
江古田	30. 第七中学校	江古田 2-9-11	3389-4171	江古田一丁目地域防災会 沼袋町会防災本部
	31. 江原小学校	江原町 1-39-1	3951-5880	江原町防災会 江古田住宅自治会地域防災会
	32. 江古田小学校	江古田 2-13-28	3385-0411	旭公民館防災会

変更前

担当地域本部	避難所名	所在地	電話番号	担当地域本部管内に存する防災会
野方	32. 野方小学校	新井 3-29-1	3389-1451	野方一丁目南町会防災本部 野方東町会防災本部 野方二丁目町会防災会 野方南自治会防災部(東地区) 野方北町会防災本部(西地区) 丸山町会地域防災会(西地区) 野方北町会防災本部(東地区) 丸山町会地域防災会(東地区)
	33. 北原小学校	野方 6-30-6	3330-2411	
	34. 丸山小学校	丸山 1-17-1	3389-2351	
大和	35. 啓明小学校	大和町 1-18-1	3330-2325	大和東防災会 大和町中町会特別防災部 大和町一和町会防災会 野方南自治会防災部(西地区) 北協和防災会
	36. 第四中学校	若宮 1-1-18	3330-5325	大和町西部自治会特別防災部 都営大和町四丁目7 <sup>ハ</sup> ート防災会
	37. 大和小学校	大和町 4-26-5	3330-1325	
鷺宮	38. 若宮小学校	若宮 3-53-16	3330-1425	若宮一丁目町会防災会 若宮三丁目町会地域内防災会 鷺宮都営住宅防災会 鷺南防災会 都営若宮三丁目アパート自治会防災会
	39. 鷺宮体育館	白鷺 3-1-13	3337-1771	白鷺一丁目自治防災会 都営第二鷺宮アパート防災会 鷺宮西住宅自治会防災会 白鷺ハイム防災会
	40. 西中野小学校	白鷺 3-9-2	3330-3125	白鷺町会防災会 白鷺三丁目防災会
	41. 鷺宮小学校	鷺宮 3-31-4	3330-7371	鷺宮三丁目町会防災会
	42. 第八中学校	鷺宮 4-7-3	3330-7571	鷺宮四丁目町会防災会
	43. 北中野中学校	上鷺宮 5-7-1	3999-3415	鷺宮六丁目町会防災会 鷺宮六丁目南部防災会
上鷺宮	44. 武蔵台小学校	上鷺宮 5-1-1	3999-1655	上鷺宮四丁目地域防災会 上鷺宮五丁目町会防災会 北鷺町会防災会(南部) 北鷺町会防災会(北部)
	45. 上鷺宮小学校	上鷺宮 1-24-36	3926-6381	公社鷺宮住宅防災会 都営上鷺宮二丁目7 <sup>ハ</sup> ート自治会防災会

変更後

担当地域本部	避難所名	所在地	電話番号	担当地域本部管内に存する防災会
野方	33. 平和の森小学校	新井 3-29-1	3389-1451	野方東町会防災本部 野方一丁目南町会防災本部
	34. 都立中野工業高等学校	野方 3-5-5	3385-7445	野方南自治会防災部(野方三丁目) 野方二丁目町会防災会
	35. 北原小学校	野方 6-30-6	3330-2411	野方北町会防災本部(野方六丁目) 丸山町会地域防災会(丸山二丁目) 野方北町会防災本部(野方四丁目) 丸山町会地域防災会(丸山一丁目)
大和	37. 啓明小学校	大和町 1-18-1	3330-2325	大和東防災会 大和町中町会特別防災部 大和町一和町会防災会
	38. 第四中学校	若宮 1-1-18	3330-5325	北協和防災会 野方南自治会防災部 (野方五丁目・若宮一丁目)
	39. 大和小学校	大和町 4-26-5	3330-1325	大和町西部自治会特別防災部 都営大和町四丁目7 <sup>ハ</sup> ート防災会
鷺宮	40. 都立鷺宮高等学校	若宮 3-46-8	3330-0101	若宮一丁目町会防災会 若宮三丁目町会地域内防災会 鷺宮都営住宅防災会 鷺南防災会
	41. 若宮小学校	若宮 3-53-16	3330-1425	都営若宮三丁目7 <sup>ハ</sup> ート自治会防災会 白鷺一丁目第二7 <sup>ハ</sup> ート自治会防災会 都営第二鷺宮アパート防災会
	42. 鷺宮体育館	白鷺 3-1-13	3337-1771	鷺宮西住宅自治会防災会 白鷺ハイム防災会
	43. 西中野小学校	白鷺 3-9-2	3330-3125	白鷺町会防災会 白鷺三丁目防災会
	44. 鷺宮小学校	鷺宮 3-31-4	3330-7371	鷺宮三丁目町会防災会
	45. 第八中学校	鷺宮 4-7-3	3330-7571	鷺宮四丁目町会防災会
上鷺宮	46. 北中野中学校	上鷺宮 5-7-1	3999-3415	鷺宮六丁目町会防災会 鷺宮六丁目南部防災会
	47. 武蔵台小学校	上鷺宮 5-1-1	3999-1655	北鷺町会防災会(一部) 上鷺宮四丁目地域防災会 上鷺宮五丁目町会防災会
	48. 上鷺宮小学校	上鷺宮 1-24-36	3926-6381	北鷺町会防災会(一部) 都営上鷺宮二丁目7 <sup>ハ</sup> ート自治会防災会

別紙 21 「避難所資機材倉庫標準配備一覧」及び「防災用資機材配備状況一覧（避難所配備分除く）」（資料編 P38）

変更前

				平成20年4月1日現在
資機材名	型式	配備数	配備先	備考
発電機	12kw	1台	中野区役所	都防災無線用
	28kw	2台	中野区役所	給水対策用
	2,100W・2,300W	50台	各避難所	各種電源用
	1,100W	36台	各地域センターほか	無線設備非常用電源
	1,100W	12台	各防災広場ほか	防災井戸用電源
投光器	300W×3	50台	各避難所	夜間照明用
揚水機	6 t/h	46台	各避難所	給水対策用
	1 t	50台	各避難所	〃
組立水槽	1.5 t	50台	各避難所	〃
	20 l	2,500個	各避難所	〃 各50個
ローリータンク	1.5 t	18基	ローリータンク庫	〃
浄水機	手動1 t/h	50台	各避難所	〃
組立式煮炊レンジセット		83組	各避難所	米飯炊き出し用
				各2組(一部1組)
担架		50台	各避難所	〃 医療救護用
車椅子		120台	備蓄倉庫ほか	〃
簡易ベット		250台	備蓄倉庫ほか	〃
医療資材7点セット		13組	備蓄倉庫ほか	〃
医療救急セット		50組	医療救護班	〃
			(中野区医師会)	
医療救急カバン		100組	各避難所	〃 各2組
テント	5.4×3.6	15張	備蓄倉庫ほか	〃

変更後

避難所資機材倉庫標準配備一覧

平成 27 年 4 月 1 日現在

資機材名	配備数	資機材名	配備数
揚水機(手動式6 t/h)	1台	角型容器(ポリタンク 20l)	50個
組立水槽(1 t)	1基	組立水槽(1.5t)	1基
小型発電機(2,100W・2,300W・2,500W・2,800W)	1台	投光器セット(300W×3)	1組
組立式煮炊レンジセット(2斗釜[約36l])	2組	浄水機(手動式1 t/h)	1台

防災用資機材配備状況一覧（避難所配備分除く）

平成 27 年 4 月 1 日現在

資機材名	型式	配備数	配備先	備考
発電機	12kw	1台	中野区役所	都防災無線用
	28kw	2台	中野区役所	給水対策用
	1,100W・1,400W	15台	各区民活動センター	無線設備非常用電源
	1,000W・1,100W・1,400W・1,700W	12台	各防災広場ほか	防災井戸用電源
ウォータータンク	1,259l	12基	弥生公園 みずのとう公園 江古田の森公園	給水対策用 (車載運搬用)
医療資材7点セット		16組	備蓄倉庫ほか	医療救護用
医療救急セット		50組	医療救護班 (中野区医師会)	〃
テント	5.4×3.6	15張	備蓄倉庫ほか	〃

別紙 22 「医療資機材 7 点セット備蓄場所一覧」 (資料編 P38)

変更前

平成20年4月1日現在

	施設名	所在地	数量
1	多田小学校防災倉庫	南 台3-44- 9	1
2	第二中学校備蓄倉庫	本 町5-14- 1	1
3	第十中学校備蓄倉庫	中 央1-41- 1	1
4	谷戸小学校防災倉庫	中 野1-26- 1	1
5	中野区医師会館	中 野2-27-17	1
6	区庁舎 B 2 倉庫	中 野4- 8- 1	1
7	中央中学校防災倉庫	中 野4-12- 7	1
8	第五中学校備蓄倉庫	上高田4-28- 1	1
9	上高田小学校防災倉庫	上高田5-35- 1	1
10	第七中学校防災倉庫	江古田2- 9-11	1
11	北原小学校防災倉庫	野 方6-30- 6	1
12	鷺宮小学校防災倉庫	鷺 宮3-31- 4	1
13	上鷺宮小学校備蓄倉庫	上鷺宮1-24-36	1
	計		13

変更後

平成 27 年 4 月現在

No.	地域	施設名	所在地	備蓄場所
1	南中野	南中野中学校	南 台 5-22-17	備蓄倉庫
2	弥 生	向台小学校	弥生町 1-25- 1	備蓄倉庫
3	東 部	第十中学校	中 央 1-41-1	備蓄倉庫
4	鍋 横	第二中学校	本 町 5-25-1	備蓄倉庫
5	桃 園	中野中学校跡施設	中 野 1-57-12	備蓄倉庫
6	昭 和	桃園第二小学校	中 野 6-13-1	備蓄倉庫
7	東中野	第三中学校	東中野 5-12- 1	備蓄倉庫
8	上高田	第五中学校	上高田 4-28- 1	備蓄倉庫
9	新 井	中野中学校	中 野 4-12- 3	備蓄倉庫
10	江古田	第七中学校	江古田 2- 9-11	備蓄倉庫
11	沼 袋	緑野中学校	丸 山 1- 1-19	備蓄倉庫
12	野 方	野方三丁目防災広場 (都立中野工業高等学校分)	野 方 3-6	備蓄倉庫
13	大 和	第四中学校	若 宮 1- 1-18	備蓄倉庫
14	鷺 宮	第八中学校	鷺 宮 4- 7- 3	備蓄倉庫
15	上鷺宮	北中野中学校	上鷺宮 5- 7- 1	備蓄倉庫
16	医師会	中野区医師会館	中 野 2-27-17	医師会館内